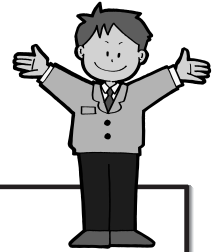


小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、商工会議所の推薦により、無担保・保証人不要・低金利で融資を受けられる国（日本政策金融公庫）の公的融資制度です。



← マル経制度が拡充されました! →

融資限度額	1,000万円 →1,500万円に拡充	担保・保証人	不要です (信用保証協会の保証も不要)
返済期間	運転資金5年以内 →運転資金7年以内 設備資金7年以内 →設備資金10年以内	融資対象	以下のすべての要件を満たす方 ●従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主 ●原則として6ヶ月以上商工会議所の経営指導等を受けていること ●最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を行っている ●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ●税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している
融資利率	1.85% (平成22年2月10日現在) ●設備資金は平成22年9月末貸付分まで、当初2年間0.5%低減した金利の適用が可能となりました。 ●融資利率は金融情勢により変わることがあります。詳しくは商工会議所へお問合せください。	資金使途	【運転資金】 仕入資金買掛金・手形決済資金 給与・ボーナスの支払い 諸経費等の支払い 【設備資金】 店舗・工場改装 営業車両購入 機械・設備・什器等の購入

※審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

個人事業主・会社役員のみなさん!

小規模企業共済制度 が退職後のゆとりある「生活」を応援します。

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

- 廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。受け取りは、一括・分割・併用のいずれかを選べます。
- 共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。
- 掛金は毎月1,000～70,000円。全額所得控除になります。
- 事業資金等の貸付制度が利用できます。(担保・保証人は不要)
地震、台風、火災等の災害時にも、貸付を受けられます。

<安心の実績>

- ① 現在164万の方が加入しています。(平成21年3月末現在)
- ② 昭和40年に発足した40年の実績ある制度です。
- ③ 法律(小規模企業共済法)に基づく制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構(国が全額出資)が運営しています。

<加入できる方>

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使用する従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

【問合せ先】舞鶴商工会議所 TEL: 0773-62-4600 FAX: 0773-62-4933